

# 保育所等における共同保育の実施要件の明確化により、保育サービスの提供を円滑化

～お盆・年末年始等における共同保育の実施要件の明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「211」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育について、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化することにより、保育サービスの提供を円滑化

(通知 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日))

### 地域の課題

#### お盆や年末年始等の保育士等の確保が難しい

子どもの利用が少ない土曜日は1か所の保育所等での共同保育を実施しているが、人手不足のため年末年始等の人繰りが厳しい

なかなか人手が確保できません



保育士

なんとなんとか  
ならないの?

地域の声

### 制度上の支障

#### 共同保育が実施可能か不明確

土曜日と同様に利用の少ないお盆や年末年始等には、共同保育が実施可能か不明確

お盆や年末年始等も可能になりませんか?



地方

提案

### 解決策

#### 共同保育が実施可能であることを明確化

お盆や年末年始等、保育所等の利用が少ない場合にも共同保育が実施できることを明確化



連携して子育てサービスを充実させましょう



### 住民サービスの向上

## 保育サービスの円滑な提供

- 共同保育による保育サービス提供の拡大
- 休園日を設けることができるようになり、事業者・保育士等の負担が軽減



利用される方にも喜んでいただけそうです!